

司法修習委員会（第38回）議事録

1 日時

令和元年11月12日（火）午後2時から午後4時まで

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

（委員） 畝本直美，翁百合，高瀬浩造，酒巻匡（委員長），栃木力，永野厚郎，藤原浩，増田悦子，山本和彦（敬称略）

（幹事） 石井伸興，石山宏樹，遠藤邦彦，沖野眞已，佐藤隆之，佐藤剛，設楽あづさ，鈴木謙也，染谷武宣，平城文啓，古田茂，松下淳一（幹事長），山口卓男，山本光太郎（敬称略）

4 議題

（1）意見交換

ア 実務修習に関する状況等について

イ 導入修習に関する状況等について

（2）今後の予定について

5 配布資料

（資料）

74 導入修習チェックシート（第73期・案）

75 導入修習後の状況等に関するアンケート集計結果

6 議事

（1）委員・幹事の交替

廣上委員に替わり畝本委員が，濱幹事に替わり，松本幹事に替わり，佐藤剛幹事，鈴木幹事が新たに任命された旨の報告がされた。

（2）報告等

染谷幹事から，司法修習の実施状況等について報告がされた。

(3) 意見交換

ア 実務修習に関する状況等について

(酒巻委員長)

本年6月と7月の司法修習生指導担当者協議会（指担協）において、分野別実務修習の充実方策について協議が行われた。この協議内容の概要について染谷幹事から報告をお願いしたい。

(染谷幹事)

指担協における分野別実務修習の充実方策に関する議論の状況について御報告する。

分野別実務修習については、これまでの実務修習結果簿の分析や、昨年度までの指担協での協議により、いずれの分野も実務修習のガイドラインに沿った指導が達成される、あるいは達成に近づいている状況にある。本年度の指担協では、このことを前提に、更なる修習内容の質的な充実に向け、修習生にどのような能力を身に付けてもらうか、それについてどのような教育をすべきか、という点をも含め分野別実務修習で修習生に比較的多く見られるような課題や、それに対する指導上の工夫を具体的な協議事項とし、各分科会で活発な意見交換が行われた。

各分科会の状況は、この後、各上席教官からの御報告に譲りたいと考えているが、各分野で類似して指摘されたものとして、修習生は実体法あるいは手続法について一定の知識はあるのだが、それが実際の事件や手続と結び付いて理解できておらず、知識が使える状態になっていない修習生が見られるという指摘があった。そして、そのような課題に対し、法的知識を具体的な事実の関係で検討させることや、訴訟手続を実際のものとして理解させるための様々な工夫例が紹介され、意見交換がされた。

詳しい内容については、各教官室の上席教官から各分科会の議論状況を御報告いただきたいと思います。

(酒巻委員長)

それでは、司法研修所の各上席教官の幹事の皆様から各分野の協議内容について御報告をお願いしたいと思う。聞くところでは、大変活発な議論が行われたとのことで、民事裁判教官室から願います。

(鈴木幹事)

修習生の課題と指導上の工夫ということで議論がなされ、修習生の課題については、民事裁判修習で修得すべき基本的能力である主張分析能力、事実認定能力、紛争解決能力、この3本柱に分け分野別実務修習において多く見られる司法修習生の課題について実情を伺った。

主張分析能力については、適切に請求原因が構成できていないなど、要件事実論の基本を理解していない修習生や、事実と評価の峻別ができていない修習生が見られるなどの問題点が指摘された。

また、事実認定能力については、民事裁判修習の初期段階では証拠構造を踏まえた判断ができていないとか、事実の認定根拠が起案に明示されていないなどの事実認定の基本的な手法が身に付いていない修習生が見られるなどの問題点が指摘された。

さらに、紛争解決能力については、通常の手続に関する民事訴訟法の知識が不足している修習生や、民事訴訟法や民事訴訟規則の知識が実際の手続と結び付いていない修習生が見られるなどの問題点が指摘された。

3本柱のそれぞれに問題が見られるが、とりわけ主張分析能力、そして、その前提となる要件事実に関する指導を充実させることの重要性が確認された。

そして、以上の課題を踏まえてどのような指導上の工夫が考えられるかについて議論がなされた。

主張分析能力については、要件事実実体法の解釈の問題であるということを修習生に理解してもらうため、主張整理起案を必ず1回は指示をして、講評時には判例やコンメンタールなどを参照するよう指導しているといった工夫例が報告された。

また、事実認定能力については、事実認定起案の講評では、あらかじめ修習生同

士に、お互いの起案を検討させて意見交換をさせているといった工夫例が紹介された。

さらに、紛争解決能力については、民事裁判教官室で作成している争点整理DVDを各庁において視聴させる際に、民事訴訟手続全体の流れについて質問をしているといった工夫例が報告された。

以上を踏まえ民事裁判教官室としては、これまで同様、事実認定能力、紛争解決能力の涵養に努めるとともに、修習生に対して、主張分析能力をより意識させた指導を充実させていく必要があると考えている。

(酒巻委員長)

次に刑事裁判教官室から願います。

(遠藤幹事)

刑事裁判教官室では、事実認定に関する教育の指導方針として、①供述の信用性評価、②事実の推認過程、③事実の総合評価（合理的な疑いの審査）、④法的評価を4本柱として掲げているところであるが、実は従前、この四つのうちの②の部分に重点を置いて教育をしてきた。論理的な思考力とか分析的な思考力を②の場면을題材に主に教育をしてきたわけであるが、やはりその論理的な思考力自体を法的な判断全般に広げる必要があるだろうとのことで、4本柱について教育していくことを基本方針として第72期から取り組んできた。

4本柱といっても、これ自体、法的判断過程を言っているだけで目新しいものではないが、限られた修習期間の中で、この四つの側面について教育をしていくのはなかなか大変なことであって、刑事裁判教官室のみならず、実務庁とも問題意識を共有して進めないといけないことから、指担協では冒頭でその問題意識に関する意見交換を行った。そのようにして問題意識を共有した上で、中身の話に入っていたが、供述の信用性の関係については、刑事裁判教官室からは既済記録で指導するのもよいが、できれば係属中の事件の証言を聞いて、証言の信用性を検討させていただきたいといった話をした。それに対しては、現に係属中の事件を題材としてし

っかりやっていくべきだという意見がある一方で、既済記録よりも実際の係属中の尋問を聞いて判断の方が司法修習の効果が上がるといった問題意識は理解できるが、実際には裁判員裁判ではない非対象事件の否認事件が1つのクールの中で終結することが少ないので、どうしても既済記録頼みになってしまうといった意見もあった。そういった意見に対しては、非対象事件でもなるべく連続的な審理を行っており、そのような事件があった場合には、他の部の修習生にも声をかけて傍聴してもらい、起案を促しているなどの実践例が紹介された。

裁判員裁判非対象事件の否認事件が望ましいということを申し上げたが、これは裁判員裁判では審理が終わった後すぐに評議に入ってしまうので、修習生が自らの判断過程を言語化する前に裁判官や裁判員から意見を聞いてしまい、じっくり考えてもらうには非対象事件の方がよいのではないかということである。

次に、事実の評価、間接事実の推認については、個々の間接事実の分析も必要だが、事案全体を鳥瞰的な視点に立って検討する意識が十分ではないのではといった意見が多かった。この鳥瞰的な視点の教育については、分析的な視点は事案に共通性が高いので刑事裁判教官室として教えやすいが、鳥瞰的な視点は抽象的なところはともかく、具体的な内容になると事案により個別性が高いので、どうしても教えにくい面もある。そのあたりを実務修習でどのようにやっているか実情を紹介してもらったり、刑事裁判教官室の教育、実務庁での教育の得手不得手を意識しながら、役割分担を意識して議論を進めていこうといった内容の議論をした。

法的評価の関係では、裁判員制度を念頭にしっかりと取り組むべきで、裁判員への説明案の作成も含めていろいろ検討してもらっているという意見がある一方で、法的評価の検討に適当な事案がいつも係属しているわけではないという実情を背景にして、法的評価はもともと難しい問題であって、時間的な制約がある以上、とり得るべき課題に優先順位を付けてやったほうがよいのではないかといった意見も出されたところである。

次に、手続面の修習であるが、公判前整理の場面でどのような学修をしてもらう

かについては実は悩ましい問題がある。それは刑事裁判教官室でも問研起案などで公判前整理手続のある特定の場面を切り出し問題を出題しているが、事実認定の問題と同じ記録に基づいて作成していることや、公判前整理手続の本質というのは、公判審理を予測するものであるが、そういった問題だと記録の後ろを見ればヒントが書いてあるというところで、なかなか良い問題が作りにくいといった難しいところがあるといったことを伝えた上で、実務庁などでの指導内容について意見交換をしていただき、いろいろな工夫例、既済事件を使って段階ごとにペーパーを渡して検討させるといった工夫例が紹介されたところである。

指担協での議論状況は以上のとおりであるが、この4本柱についてしっかりと連携して指導していくこと、あるいは公判前整理手続のダイナミズムを連携して理解してもらうこと、それらの作業はそれ自体大変な作業であるので、教官室と実務庁と連携して進めていくというところについては、ある程度の認識の共有ができたように思う。

第72期では、実務庁の裁判官に可能な範囲で、問研起案の講評を積極的に傍聴していただいた。4回問研起案があり、例えば大阪のクラスでは4回合わせて10数名の裁判官が傍聴に来ていた。こういった講評の傍聴を通じて、実務庁の裁判官にも刑事裁判教官室の問題意識を伝えることができ、また現場の裁判官からも意見を聞いて実際の工夫に生かしている。指担協は6月に開催されるので、そういった傍聴を踏まえた前提で意見交換ができた。

ただ一方で、この4本柱という方針自体、指担協で初めて聞いたという参加者もあり、まだまだ情報伝達、情報共有の在り方には課題が残っているように思う。来年以降も実務庁との連携を進める中で、実務修習の充実を図っていくという方針で進めていきたいと考えている。

(酒巻委員長)

それでは、続いて検察教官室からお願いします。

(石山幹事)

修習生に多く見られる課題として、実務庁から大まかに三つの観点から指摘があった。1点目は刑事実体法，刑事手続法の基礎的な理解が不十分であるという意見である。2点目は動的事実認定，すなわち終局処分に向けて証拠収集と事実認定を繰り返すことであるが，この動的事実認定に対する理解が不十分であるという意見である。3点目は事実認定に関する理解が不十分であるという意見である。

1点目の法的知識に関する実務庁の報告を具体的に御紹介すると，刑事実体法に関するものとして，被疑者が過剰防衛を主張する事案において，防衛行為の相当性の前に急迫不正の侵害の有無が問題となるはずであるのに，その指摘をしない，あるいはその点に思いが至らない修習生がいるという意見，法的概念，規範的要件を判断する際の判断根拠となる具体的な事実が何か分かっていない修習生が散見されるという意見，判例の射程が理解できておらず，自己が検討している事案に無理やり判例を引き寄せて理解する修習生がいるという意見などが報告された。

また，刑事手続法に関するものとして，検察官請求証拠が不同意となった場合に，必要となる代替立証方法を自分で考えることができない修習生がいるという意見が報告された。

2点目の動的事実認定能力に関しては，送致記録だけだと未解明の事実があるはずなのに，与えられた記録で満足してしまい，補充捜査をしないで結論を出そうとする修習生がいるという意見，あるいは供述証拠について，信用性を高めたり，逆に減殺する事実の有無について問題意識を持って捜査しようとしらない修習生がいるという意見，さらに取調べがインタビューにとどまっているという意見などが多数報告された。

3点目の事実認定能力に関しては，証拠構造への理解が不足している修習生がいるという意見，証拠評価が適切にできず，例えば防犯カメラ映像の証拠価値を過大評価する一方，被疑者供述や第三者供述の証拠価値については全く評価しない，適正に評価しない修習生がいるという意見などが数多く報告された。

こうした修習生の課題を踏まえた実務庁の工夫として，1点目の法的知識の不足

については、時間外勉強会を実施した例であるとか、事件処理決裁の際に丁寧に指導した例などの報告があった。

2点目の補充捜査能力及び3点目の事実認定能力の向上という観点については、捜査実務修習に注力させる期間を増やすため、修習冒頭に行く講義、講話の時間を絞り込み、できるだけ問題点を多く含む身柄の否認事件や公判事件を担当させたという例、警察による捜査の現場に実際に立ち合わせるなどして、捜査のダイナミズムを体感させた例、さらに確定記録を分冊して順次配付し、模擬弁録を行わせ、勾留請求、補充捜査事項及び終局処分を順次検討させるなど、実際の事件処理に近い形で演習を行った例、また修習生の能力などを見極めて、それに応じた事件配てんや指導をした例、さらに検察官が的確な追及を行って被疑者を自白に導いた取調べの録音録画DVDを視聴させた例、修習生の取調べの録音録画DVDを決裁官も実際に視聴して、それに基づいてより実践的な指導をした例などの報告があった。

また実務修習でも修習生全員に同一の公判記録の冒頭陳述、論告を起案させ、相互に比較検討する機会を設けた例、裁判員裁判の冒頭陳述、論告のリハーサルに修習生を参加させて意見を求めた例、難易度の高い否認事件の証人テストに修習生を同席させ、尋問事項書を起案させた例などの報告があった。

実務庁の工夫としては以上であるが、検察教官室として、現在検討しているところを申し上げますと、1点目の法的知識の不足については、実務庁から報告があった時間外の勉強会の実施や決裁における指導のほか、導入修習の時点で故意などの法的概念について、事実認定と当てはめの丁寧な論述を起案で求めるなどして、理解の向上を図るとともに、起案の小問で伝聞証拠の代替立証等の基本的な刑事手続法の知識、理解を問うようにすることであるとか、自学自修のための参考文献資料を修習生に配付することより、修習生に自発的に知識、理解の整備に努めさせることなどを考えている。

2点目の動的事実認定能力の不足については、導入修習で捜査演習というカリキュラムがあるが、このカリキュラムの中でこうした修習生の課題を意識した演習内

容や講義内容にすることを考えている。

3点目の事実認定能力の不足については、導入修習の検察即日起案の犯人性の論述について、丁寧に事実認定の過程を論じさせているところではあるが、講評の際に実務庁から報告された修習生の課題を修習生に説明することによって、修習生に意識付けを行うこと、さらに「起案の考え方」という教材の中身を第73期から改訂して、客観証拠のみならず供述証拠も事実認定において重要な役割を占めており、供述証拠の信用性評価も極めて重要なのだということを強調するものになっている。

さらに、検察即日起案においても、起案要領で供述の信用性を論述させる供述者を絞り込むなど出題形式を工夫することで、供述証拠の信用性の判断手法を身に付けさせることなどを考えている。

(酒巻委員長)

それでは、最後に弁護教官室から、民事弁護教官室、刑事弁護教官室まとめてお願いする。

(山口幹事)

では、まず、民事弁護教官室の山口から報告し、刑事については、引き続き古田幹事から報告いただくこととしたい。

弁護の分科会は民事刑事一緒に行ったので、議論としては両方共通の議論もある。一番重要な問題として我々が意識しているのは、指導担当弁護士の手持ち事件の数や種類が十分でない。これはかなり深刻、重要な問題だと思う。現在、修習生の課題はどこにあるかということであるが、当初は知識が足りないのではないかと思われていたが、どうもそうではない。事実認定、事実から法律構成を紡ぎ出して主張を構成していく。この一連の実務の作業の中で、事実と法律が分離してしまっている。この現象が一体どこから起きているのか、これが今、我々が課題と考えている点である。

旧来は、現場で事件をたくさん見ていく中で、考え方が形成されてくるという過程があったと思われる。修習のコンセプトとしては、導入修習で実務に就くための

最低限の視点を与え、そして実務でいろいろなものを見てきてもらい、集合修習に戻ってきたときにそれを理論化し、定着させる、こういう経過をたどる仕組みだったが、どうも、今それがうまく動いていないように思われる。

指導担当者の意見を聞くと、事件数が十分ではないということであるが、事件の総数が減っているかというところももちろんそうではない。弁護士の業務が多様化していて、伝統的に、我々が教材として用いるのに典型的と思われる素材が少なく、特に訴訟事件が少なくなっているということが一つ課題として認識されている。

今、民事裁判教官室と緊密に連携をとって意見交換をしながら、民事教育を一体として効果的に展開する方向を探っているところである。その意味で、我々も民事裁判、訴訟事件は重要だと思っているのであるが、弁護士の実務がどうもそうではなくなってきた。したがって、修習生に与える適当な事案がないということがよく言われる。そこで、我々の現場に対するアドバイスとしては、既済事件でもよいし、場合によってはある程度問題を作成して、問題研究の形でやることが考えられるが、これは我々としてはあまり積極的に推奨したいわけではない。やはり係属中の事件に勝る感銘力はないものであるが、既済事件やある程度加工した教材で合同修習の方向に流れていく流れも一部にある。

現場の御苦勞は多とするところであるが、係属中の事件を見せて後で理論的に深めていくというコンセプトがあまりうまくいかない。これはかなり深刻な、構造的な課題であろうかと我々は思っている。また、企業法務などでは、修習生が入れないような場面があると聞いているので、企業法務の重要度が増してくる中で、そういったものを教えなくていいのかという問題意識はある。

我々も集合修習のカリキュラムの中では、契約や和解交渉といったカリキュラムを積極的に取り入れて、その時代の変遷に徐々に合わせていくように考えているが、もともとの司法修習のコンセプトとしての訴訟実務をしっかりと教えるという意味では、だんだんと教え方が難しくなっていることを感じる。

その他いろいろな問題があるが、今の修習生はしっかりしているし、真面目に取

り組んでいる。

ただ、時代の変遷の中で、これからどちらの方向を目指していくか、そのための必要な教育、訓練がどのようなものか、これは我々の方で何とかしていかないとけない問題だと最近強く感じている。

(古田幹事)

刑事弁護教官室については古田から報告する。

まず研修所で教えている刑事弁護では、必要な事実を抽出して適切に分析、評価する。乗り越えるべき課題、公判であると論告になるが、これを想定して課題を乗り越える議論、事実と証拠に基づく議論をやっていこうということを教えている。

この思考プロセスをあらゆる場でとってほしいということを導入修習の段階から集合修習でも繰り返し指導しているところである。

ただ、修習生は、実践的なところになると、実務経験を要するところがあって弱いところがある。その部分については、やはり机上での教育には限界があるので、実務修習でしっかり事件を見て、その中でシミュレーションをしてもらいたいと考えている。

そういった観点から、充実した刑事弁護実務修習の機会が求められるわけであるが、実際には修習の期間が短いこともあって、なかなか件数もないという現状において、どのように効果的に事件を配てんしていくかということについて議論がなされていた。要約すると、指導担当の弁護士になるべく事件を優先配てんするとか、あるいは刑事事件に精通した弁護士の接見に同行する機会を制度化する、例えば当番弁護士が出動するときには、必ず修習生に声を掛けるとか、そういった工夫例が紹介された。

また、不足するものについては、修習委員会の方でロールプレイの機会を作るといような工夫が発表され、共有された。

一方、こうした機会があっても、修習生が座って見ただけでは意味がなく、実際にその中でさっき申し上げた思考プロセスを実践してもらう必要があるため、

導入修習の段階で我々が指導しているところを実務修習でも実践してもらうため、刑事弁護教官室ではいろいろ工夫している。

他方、そういったことについての周知がなかなか指導担当者まで行き届かないところもあり、指導担当者からは、刑事弁護教官室の今の教育について常に情報発信を続けてほしいとの声も上がった。これに対しては、例えば、弁護活動の検討メモを作成し、検討メモを作成する中で思考トレーニングを行うことを修習生に推奨していることを紹介したりした。

(酒巻委員長)

各教官室からいろいろなレベルの具体的な問題について、それぞれかなり突っ込んだ議論をしていただいたことの御紹介があった。実務修習こそ司法修習の核心部分であり、ここに至る前の段階ではできないことに集中すべき指導教育の場として大変重要である一方、ご報告の中には、元来は、法科大学院段階で修得されているべき事項のご指摘もあったように思う。他方で、法律家として、抽象と具体の間の自由自在な頭の切り換えができるようになることを、司法試験を受かったばかりの修習生に求めるのはなかなか大変であろう。現在は法科大学院が司法修習の前にあるので、法科大学院教育と司法修習の役割分担と的確な接続というのが年来の課題である。それから、実務修習は係属中の生きている事件に当たるのが一番大事なのに、その事件が足りない、適切な事件が不足しているというのは、気になるところである。以上は私の感想であるが、皆さんから、活発な御意見、御議論していただければと思う。

(松下幹事長)

民事裁判の紛争解決能力について、通常の民事訴訟法に関する知識が不十分で、期日で行われた手続の意味や根拠、質問しても的確に答えられない修習生がいるというのは、本来、法科大学院でかなり済ませておくべきだという気がして、非常に耳の痛い思いをして聞いていたが、具体的にどんなことで不足が見られるのか、もし何か今すぐ答えられるものがあれば教えていただけるか。明日からぜひ生かした

いと思う。

(鈴木幹事)

民事訴訟手続については、修習生は、判決効であるとか多数当事者であるとか、理屈の問題で難しいところはよく勉強していると思うが、通常の民事訴訟手続がどのように動いているかというところは、民事訴訟をそれほど見たことがないこともあり、また、重点をおいて勉強していなかったこともあり、例えば、第1回口頭弁論期日の手続や欠席判決、送達等、通常の民事訴訟で起こることについて、知識が不足していると感じることがある。

(山本(和)委員)

今の続きの部分で申し上げれば、確かに我々も民事訴訟法の教育は、どちらかと言えば、既判力など100年に1回起きるのかみたいな話を判例で取り上げてやることが多いことは事実なのだろうと思う。そういう生理的な部分については、民事訴訟法の授業もそうであるが、我々で言えば、実務基礎教育、民事裁判実務の基礎、あるいは模擬裁判の授業で、学生の声を聞き、そこで初めて民事訴訟で言っていたこと、民事訴訟規則の意味が分からないということを知ることだって、そのあたりの実務基礎教育をどうするかということが一つあるかと思う。

その関係で、今日のお話の中で要件事実のことが指摘をされて、これも今の松下幹事長の話で言えば、難しいところは研修所あるいは実務修習で、基礎的なところは本来法科大学院でやっておくべきことだと思うが、現状、どうしても司法試験というのが間に挟まって、さらに司法試験が終わった後、ギャップ・タームというのが間に挟まっている関係があって、それを聞いたときから1年半とか2年近くたっていたりするのではなかなか難しいところが現状あるということの一つあると思う。

ただ、御承知のように、今回法科大学院制度が大きく改正されて、ギャップ・タームというのが短縮される方向で検討されていることがあり、今、法科大学院の中では、司法試験のいわゆる在学中受験のためにカリキュラムの改革という作業が始まりつつあるところだと理解している。

ただ、司法試験の受験時期が確定していないので、恐らく来年とか再来年にかけて、その法科大学院の新しいカリキュラムの検討が本格化すると思う。そのときに、司法修習での導入修習、実務修習と法科大学院での実務基礎教育を、もう一度、一体化するというのか、シームレスにつないでいく作業というのが、今後の法曹養成に非常に重要なことになると思っており、それは派遣教員の皆さんを通じて、そのカリキュラムをこちらでも検討していくということになると思う。

しかし、派遣教員がおられない法科大学院もあると理解しているので、その法科大学院とのカリキュラムの連続性、司法修習での教育の連続性というのをもう一度、今回新たに大きく制度が変わるものであるから、研修所の方でも、そして我々法科大学院の方でも協力して検討していくことが大事なことだと、今日のお話を伺って、そういう思いをさらに強くしたところである。

(酒巻委員長)

民事訴訟の話が出たが、刑事訴訟でも、生理現象を知らないうちに病理現象ばかりを勉強し、判例読解・分析はもとより重要な学習・教育手法であるものの、判例の事案はめったにない重篤病理である側面もあるので、法科大学院でそれを一生懸命やっている、普通の平時の手続進行などをよく理解しないまま修習生となった人もいるだろう。かつては短答試験で点検していた手続法についての最も基礎的な知識が不足し、また全体の流れが分かってない者がいるのはよくあることである。

他方、要件事実の元は民法だと思うので、民法を忘れてしまうというのは、かなり深刻な事態であり、法科大学院教育のほうに原因があるかなという気がしないでもない。

繰り返しになるが、司法修習と法科大学院の教育内容、今、山本委員がおっしゃったように、いろいろな形ですり合わせていくことが一層求められていると思う。

法科大学院の先生方においてまだ何か御議論があればと思うし、これはかなり技術的なことではあるが、法律家でない委員の先生方からも何か御意見があれば是非いただきたい。

(佐藤(隆)幹事)

私も刑事訴訟法の教員として、酒巻委員長と同様の認識を持っているが、手続における生理現象、病理現象の取扱いという点に関して付言すると、まず、生理現象である、普段生起する事件に適切に対処することのできる力を養う、というのが、実務法曹の養成を目的とする、法科大学院教育、司法修習を通じた目標であろうと考えている。

ただ、基本原理の意義や射程についての理解を促すため、理論科目では、特殊な事例を用いて議論することにも相応の意味はあることから、教員としては、取り扱っている事例一般について、現実の刑事訴訟において、いかなる位置づけを与えられるのか、またその事例をとり上げる意味がどのあたりにあるのか、自明の前提とすることなく、折に触れかみ砕いて伝えることにより、学生の認識が、試験に出るかもしれない論点を手続の進行に沿って順にこなしている、といった、通常の刑事訴訟の姿や手続相互の連関を意識しない、平板なものにとどまらないようにすること、その上で、実務科目とも連動して、学生自身を訴訟に関与する主体の立場に置き、「自分には、現実には、日々の刑事訴訟を円滑に進めることができるか」という当事者としての視点、さらに自身の実力、課題を意識させるようにすることが、重要だと感じている。

(高瀬委員)

全く別のところから御意見をお伺いしたい。

刑事裁判のところで、裁判員裁判が教材としてなかなか使いにくいというお話があったかと思うが、あれだけ資源を投入しているのに、それから刑事裁判の件数が多くなくて教材不足に陥っているのに利用できないというのはいかなるものかと。もちろん、それはお話があったが、最終的にすぐ判断がされてしまうので、それが分かると法的な評価の部分の教育には扱いにくいという話だったかと思うが、何かうまく工夫をして、修習生には最終的な結論が耳に入らないようにして、裁判員裁判を教材として利用できないか。そのあたりの工夫をしていただけないか

というのが一般人としての意見である。

あれだけ本当に資源を投入しているので、教材として使っていただくのが大事なのと、もう一つは、どうしても重要な案件が多いわけであるが、本当は教材として適している案件だが、プロセスが教材として使いにくいという話なので、そのあたりの工夫をしていただけないかというのがもう一点である。

(遠藤幹事)

補足の説明をさせていただくと、裁判員裁判自体は当事者法曹がどのような訴訟活動をすればよいかを考えるという観点からは、非常に良い教材になっている。修習生が法廷で検察官、弁護人の訴訟活動を見て、自分はこの限度では伝わっているなどと思って評議を聞いてみたら、伝わっている、伝わっていないということを実感できるので、当事者法曹の教育としては非常に良いツールということ間違いはない。

ただ、自分で最終的に判断を下すという観点で見たときに、審理後直ちに評議を聞いて裁判員、裁判官の意見を聞いてしまうので使いにくい面があるというところである。他方で少し説明が足りなかったのであるが、そういった判断能力を鍛えるという意味での弱点についても、裁判官によっては工夫している例もあり、審理が終わって評議がすぐ始まるのであるが、例えば夕方に審理が終わり、明日朝から評議が始まるとすると、修習生に今晚中にアウトラインを書いてきなさいと、とりあえず言語化してきなさいと指示し、その上で評議を聞きなさいと指導している裁判長も一定数いる。そういう意味では判断能力を鍛える教材としても限られた時間の中で工夫はしているという状況である。ご指摘のとおり、裁判員裁判は修習面でも積極的に活用すべき教材であるから、ご指摘も踏まえ、裁判員裁判がより効果的に活用できるよう工夫を重ねていきたい。

(増田委員)

訴訟事件が少なくなっているというお話で、その原因が何なのかというのを少し教えていただきたいと思う。訴訟をするというハードルが高いということとか、様々なADRができてることなど理由があると思うので、それが一つ質問である。

それから、実務修習で消費者庁に行かれた方が、先日、近い将来の消費者契約法改正のためのヒアリングということで私の方に来た際に同席された。消費者の観点からこういう事例があるとか、ここを改正してほしいとかいう意見を伝えたところ、驚いていらしたという状況があったが、やはり消費者事件という観点から言うと、相談してくる方は多数いるし、相談の現場では、これは裁判になったらどうなるのだろうかということを思いながら、いつも相談対応をしている。

そこで裁判した方がよいということは、いろいろ考えるととても言いにくいものであるから、そのあたりの御支援を含めて、さまざまな方策というのでも考えていただいたらいいのかなと思う。

(山口幹事)

学問的分析をしたわけではないが、司法統計によっても訴訟件数の新受件数は減っている傾向が続いていると理解している。弁護士数も増えたので、訴訟の総数が減っている中で、一人当たりの担当事件数は当然に減ってくる。それから、現実問題として、弁護士に対する社会のニーズがどんどん変わっている。私の個人的な経験でも、企業等からの依頼で、コンプライアンス関係の比重が大きくなっており、裁判所に持って行って解決する事件よりも、裁判所の外で、アドバイス等の支援によって解決することが求められる場面が増えている。

例えば、今多くの需要が発生しているのは各種の第三者委員会の類いである。ハラスメントの調査もそうであるし、いろいろな役所や企業から弁護士に第三者委員として入ってほしいというような案件も増えている。そういう意味で、弁護士も実際の仕事振りというのは非常に多様化している。

そこで修習生を引き受けたときに、典型的な貸金請求や不動産関係の訴訟事件が手元にあるかということ、なかなかないという悩みが出てくるところで、この悩ましいところは、一方でありのままで見せればいいではないかという割り切り方は一つあるのであるが、それだと要件事実の勉強ができないのではないかという悩みもある。そこら辺は現場では悩みというところで、我々も訴訟実務、つまり司法研修所

を出た人間は訴訟ができると、ここを保証するために教育をしているので、訴訟事件をやらなくて出すわけにもいかない。他方で、実際の弁護士の実務はそれとも違ったところで展開しており、非常に悩ましい。

今、増田委員から御指摘があった消費者事件というのは、実は民事では非常に良い素材で、伝統的な民法の理論を基礎としながらも、消費者法が修正を加えているが、一番最先端のところは実は立法が追いつかないで法の空隙が生じており、このような領域がたくさんある。そこを民法の基礎理論を使って一から解決を考えてみる。そうすると、彼らがロースクールまでの学修ではあまり使わないものと了解してきている法の一般原則、権利濫用論であるとか信義則であるとか公序良俗であるとか、そのようなものを総動員して、あとは民事的な効力を持っていないと思われるいろいろな行政法とかガイドラインとか、あるいはソフトローと言われるものを援用して、とにかく目の前にいる当事者を救う理論を構築する、こういう教育がこれからは重要になってくると思っている。

このような認識から、民事弁護の起案の中では、そういった問題意識を随所に出していくような設問を考えているところではある。

イ 導入修習に関する状況等について

(酒巻委員長)

いろいろ活発な御意見を御披露いただき感謝申し上げます。

それでは、「導入修習に関する状況等について」に移りたいと思う。まず、6月と7月に開催された指担協では、司法研修所と実務修習庁会との連携について協議が行われ、そして導入修習のチェックシートの実情と改善点等を中心に協議が行われたということであるので、まずはその協議内容の概要とこれを受けて現在、司法研修所で進められている導入修習チェックシートの改訂に向けた検討状況について、染谷幹事から御報告をお願いしたいと思う。

(染谷幹事)

それでは、私から指担協の、司法研修所と実務修習庁会との連携についての協議

内容を報告する。

導入チェックシートの実情と改善点が中心であるが、併せて実務修習庁会から見た司法研修所の導入修習、集合修習に対する要望、期待、その他司法研修所と実務修習庁会を連携させるためにどうすればよいかといった点も含めて意見交換を行っていた。

中心になった導入修習チェックシートであるが、修習生が導入修習で気付いた自分の知識面の不足であるとか能力面の課題を、分野別実務修習での指導や自学自修に結び付けるということで、今年の第71期から始まったものである。

今回の指担協では、この導入修習チェックシートをより効果的なものとして改善をして定着させていくということで、今年の指担協でも議論をいただいたところであるが、それをさらに進めていった。今年の指担協の協議結果についても、昨年秋の本委員会で御報告をし、活用の実情や活用に当たっての問題点について御議論いただいた。そこでいただいた御意見も踏まえて、第72期では、チェックシートの書式、運用を改訂した。

第72期で使った導入修習チェックシートでは、内容的には民事、刑事事件のそれぞれに共通する項目と、各科目のものに分け、書いてもらい、課題をどの程度感じたかもABCの3段階で書いてもらうことにした。

それから、運用面については、修習生、実務の指導担当者に向けてそれぞれチェックシートの趣旨目的、それから記載方法、活用方法をまとめ、周知を強化した。

また、第72期のチェックシートは、導入修習の初めの段階で配付し、導入修習中に随時書き入れてもらう時間を設け、実務修習でも随時見返せるように、実務修習結果簿に綴ってもらい、失くさないようにして、かつ随時振り返ってもらうという形にした。

今年の指担協ではそういった一部改訂を行った第72期のチェックシートについて御議論をいただいた。私の方からは、民事裁判教官室、刑事裁判教官室、検察教官室、弁護教官室全体を通じた協議内容の概要を報告する。

まず、チェックシートの活用状況であるが、始まって2期目というところもあり、1年目の第71期よりは活用が広まっている。有用性の認識も広まってきているのではないかと思っている。チェックシートを使っている庁会に活用の実情を聞くと、クールの最初あるいは中間段階に修習生と面談をするので、そこでこのチェックシートを材料として使って、当該修習生がどのあたりに課題があるのかといった確認であるとか、そういった課題を踏まえて実務修習あるいは自学自修ができていないかといったあたりをチェックしている活用例であるとか、あるいは裁判所、検察庁は指導に携わる複数の実務家がいるのが通常であるので、指導に当たる複数名でこのチェックシートを共有して、修習生の課題を組織的に把握するように努めているといった工夫例が紹介された。

さらに、修習内容への反映では、チェックシートに書かれた課題や修習生の関心状況を踏まえ、実務修習でどのような事件を修習してもらおうかといった事件の配てんや指導内容について工夫をしている例も紹介された。

第72期で書式を変えたが、それについては書く側としても、読む側としても記載が分かりやすくなって、修習生の方でも具体的な記載が増えてきて、個々の修習生の課題状況や個性がより見えるようになってきているといった有用性が指摘された。

さらに、実務修習結果簿に綴ることにより、紛失防止に役立っただけではなく、修習生自身が自分の課題や実務修習での取組を振り返り、再認識する機会としても活用しやすくなったのではないかという意見が述べられた。

一方で、なかなか十分に活用できていない隘路については、やはり修習生が書く内容が依然として抽象的な記載にとどまるものも多いという指摘や、修習生の自己認識、自己評価と指導担当者から見た客観的な課題が必ずしも一致しないこと、さらには実務修習をやる中で、修習生の課題も変化していくので、導入修習の時点で修習生が感じた課題からすると、タイムラグがありずれてくる可能性があるといったことが指摘された。

その他、改善要望にも絡むが、課題の程度について、課題があると感じたが「A」、やや課題があるが「B」、課題があると感じなかったが「C」ということで、「A」の方が問題があり、「C」の方が問題がないという評価に読めるが、一般的には「A」の方が良いということになるので、そこを誤解して書いている修習生がいるのではないかというような指摘もあった。

司法研修所に対する要望や、司法研修所と実務修習庁との連携方策という点について述べられたところを紹介すると、実務庁会としては、それぞれの教官室が具体的にどういう指導をしているか、指導内容について実務庁会との共有が図られるのが有益であるという意見が述べられた。

そういった観点からすると、先ほど民事裁判教官室の鈴木幹事からも御紹介があったが、裁判教官室のほうで教官が実務庁に出張して起案の講評をする際に、その庁の裁判官に傍聴してもらおうという機会を設けているが、こういった取り組みは非常に有益であるという意見もいただいたところである。

続いて、第73期に向けたチェックシートの改訂について少し御説明すると、まず書式の関係であるが、従前の第72期では、表面に民事共通、刑事共通というのがあり、裏面に5科目、順番に欄を設けていた。ただ、回答する修習生からすると、民事、刑事が行ったり来たりということになるし、ユーザーの一つである実務庁会の指導担当者としても、民事、刑事をそれぞれまとめて書いてもらった方がよいのではないかと思う。

そういったこともあり、第73期の案では、表面に民事系をまとめ、裏面に刑事系をまとめるという順番と構成にしている。それから、実務庁会からは自由記載欄になるべく詳しく書いてもらう方がより参考になるという意見があった。そこで、民事共通と刑事共通の課題を感じた事項について実務修習中にどういった方法で学修したいと考えているかという設問が、個別の科目の設問とも重複するものであったので、この点を削除して各科目の自由記載欄のスペースを増やした。

それから、課題を感じた程度については、全部の科目に共通なので、冒頭に括り

出し、課題を感じた、やや課題を感じた、課題を感じなかった、をそれぞれ「1」、
「2」、「3」と、数字で回答する形にした。

次いで、運用の関係であるが、第73期からはチェックシートをウェブ化する予定で作業を進めている。専用のウェブサイトを立て、修習生にはIDとパスワードを渡し、ウェブサイトにログインしてもらい、フォーマットに入力する形で作成してもらうことを考えている。

実は、第72期から最高裁のホームページに書式を載せてダウンロードできる形にして、パソコンで作成できるようにしているのであるが、実際には手書きで書く者が大半だった。ウェブ化をすることで修習生が普段から慣れているパソコンで作成できるということで、自由記載欄への記載が充実することを期待しているし、この自由記載欄も含めて、電子データとして研修所にも残るので、チェックシートの分析が可能になってくる。

修習生向け、実務庁会の指導担当者向けの周知も、昨年と同様に文書を作成する予定であるが、自由記載欄をしっかりと書くよう周知を強めていきたいと考えている。

全体的な説明は以上であり、各教官室から補足的な説明をお願いしたいと思う。

(酒巻委員長)

それでは、引き続いて先ほどの順番で補足的事柄について各教官室からお願いしたいと思う。まずは民事裁判教官室からお願いする。

(鈴木幹事)

民事裁判分科会では、チェックシートの実情、改善点について議論を行った。染谷幹事からの報告にあったとおり、民事裁判分科会でも、クールの初めにチェックシートを使って面談を行ったとか、修習開始のガイダンスでチェックシートに記載した課題の克服を意識するよう伝えて、クール中盤の段階で克服の程度を発表させた等、活用を試みており、一定の有用性があるという庁が多かったと認識している。

記載内容について第72期では、項目ごとに意識して記載している者もあり、それを踏まえて働き掛けをすることができたという庁もあって、書式改訂による効果

が一定程度現れていたと伺われた。

チェックシートについての教官及び指導担当者の意見、感想としては、記載内容については、当該修習生の自己認識と当該修習生の客観的な課題との間に不一致があるのではないかという指摘がされているところではあるが、この点については、チェックシートの役割として、まずは修習生がチェックシートに自己の課題を記載することを通じて、自分に足りない点を気付かせるという点を重視することでよいのではないかという意見が多かったように思われる。

チェックシートの書式の更なる改善等により、修習生が自己に足りない点について考えを深められるよう、自由記載欄の充実の促しも合わせて図っていきたいと考えているところであり、民事裁判科目についての具体的な改善点ということで御説明させていただく。

資料の導入チェックシート（第73期・案）（資料74）の表の中程に民事裁判の記載があるが、（2）と（3）を改訂した。

（2）については、従前は「取り組みたい項目を選んでください」ということで、チェックだけだったところを、取り組みたい項目を選んで、「その内容を詳しく記載してください」という形に改訂した。これは従前のように取り組みたい項目を選ぶという書式であると、あまり考えることなく全部にチェックを付ける者が結構見られたので、項目を選ぶだけでなく、その内容を詳しく記載してもらうことにより、例えば、起案であれば、どのような種類の事件について、どのような内容の起案をしたいのか等を記載してもらうことにより、修習生各自がより主体的に自分に足りない点は何か、それを克服するためにどのような修習を行いたいのかについて、検討を深められると考えて修正を行った。

（3）については、従前、「実務修習中」という記載を削除し、また、「どのような自学自修が必要と考えているか」という記載を、「どのような自学自修を行いたいと考えているか」という記載に変更し、さらに、「具体的に記載してください」という記載にして、「具体的に」という文言を追加した。

すなわち、従前の「実務修習中」という記載だと、「裁判所に登庁している時間中」と誤解しているような者もいたことから、これを削除した。また、「必要と考えているか」という記載を、修習生自身がより主体的に何を行いたいかということに記載してもらった方がよいだろうということで、「行いたいと考えているか」という記載に変更した。さらに、取り組みたい内容を具体的に検討してもらおうということで、「具体的に」という文言を追加した。

(酒巻委員長)

続いて刑事裁判教官室から願います。

(遠藤幹事)

刑事裁判教官室の関係でもチェックシートの有用性、活用状況、それから課題についての意見交換があり、中身は民事裁判教官室からの報告と同じであるので、これについては割愛したいと思う。

ここで紹介させていただくのは、チェックシートの位置付けに関する議論である。先ほど民事裁判教官室からも話が出たが、チェックシートの機能には二つの面がある。一つはチェックシートを媒体として修習生の課題に関する情報を指導官に提供するという面、二つ目はチェックシートの作成を通じて、修習生自身に気付きの機会を提供するという面がある。

チェックシート自体は導入修習の時に作成されるものであり、もともと内容的には限界のある資料であるので、チェックシートの今後の活用の仕方、方向性としては、気付きの機会をきちんと提供していくことを重視して、活用の仕方を考えていくべきではないかと思われる。

具体的には、チェックシートの内容を参考にするなどして、クールごとに修習生に対して気付きや振り返りの機会を提供していく方向で議論を進めていくべきではないかという指摘があり、現にそのような実践をしているという紹介もあった。

第73期用のチェックシートの関係であるが、導入修習チェックシート（第73期・案）の「5」に刑事裁判の部分が載っているが、内容的には実質的な変更はな

い。先ほど申し上げたような気付きの機会の提供という観点からは、あまり詳細な項目を設けない方がよいということもあるし、令状、公判前整理、公判手続、公判段階の事実認定という四つの項目自体は実務修習で自学自修を促すときの着眼点にもなっていて、分かりやすいといった点もあったので、細かい表現ぶりの修正はあるが、内容的に特に修正はしていない。

(酒巻委員長)

検察教官室から願います。

(石山幹事)

チェックシートの関係だが、第72期の導入修習チェックシートについては、実務庁の活用例として、刑事実体法に課題を感じている修習生に法律上の問題がある事件を、事実調査に課題を感じている修習生には、補充捜査事項が多い事件を配てんするほか、チェックシートの記載振りから修習生の意欲の度合いを見極め、意欲の乏しい修習生と意欲の高い修習生とをペアにして一つの事件に取り組ませることによって、意欲の低い修習生の意欲の向上を図った例、取調べに不安を感じていると記載する修習生が多いことを受け、実際の取調べを経験させる前に模擬弁録を体験させ、様々なパターンの弁解に触れさせ、その都度効果的な聴取方法を考えさせたりするなどの指導をした例、あるいはあえて否認事件を配てんし、取調べの都度、丁寧な指導をして自信をつけさせた例などの報告があった。

また、通訳が入る外国人事件の取調べを見たいという記載をしていた修習生に外国人被疑者の取調べを傍聴させるなどして、チェックシートに記載された修習生の要望に答えた例などの報告があった。

他方、第72期チェックシートの問題点として、修習生のチェックシートの記載が昨年よりは具体的にはなったものの、依然として抽象的な内容にとどまるものが多く見られるため、活用には問題が残るとの指摘もあった。

修習生に具体的に記載させるための改善方策として、例えば導入修習時に検察教官において修習生に見られる一般的な課題、傾向を具体的に示すことによって、修

習生がより客観的な自己評価をできるようにしてはどうかといった意見，あるいはチェックシートの体裁について，自由記載欄のスペースを増やして，どのような場面で不安を感じたかを必ず記載させるようにしてはどうかといった意見，導入修習の検察即日起案などの個別カリキュラムごとに失敗した点と，その理由などを記載させるようにしてはどうかといった意見などがあった。

こうした実務庁からの意見を踏まえ，第73期チェックシートの改善点であるが，第72期のチェックシートでは，経験がないという理由以外の理由で基礎的知識・能力に課題や不安を感じる項目を選ぶようにしていたが，これについては基礎的知識・能力について，「前記※1～3」から当てはまるものを選んで回答欄に記入する形にした。これは他の科目と体裁を合わせることに主眼を置いたものである。

また，第72期チェックシートでは，基礎的知識・能力の項目の一つとして，単に「終局処分」と書いていたが，第73期チェックシートからは「終局処分」として，さらに括弧して「犯人性」と「犯罪の成否等」という項目を付加した。これは修習生が導入修習中に終局処分起案に取り組んでいるが，この終局処分起案の主な内容としては，犯人性の認定と犯罪の成否等の認定であるので，このどちらに不安を感じているのかということを書かせた方がより課題が浮き彫りになるのではないかと考え，このような記載にしたものである。

さらに，第72期チェックシートでは，課題を感じる理由及びそれをどのような方法で学修したいと考えているかという記載と，実務修習で経験したいこと，受けたい指導についての記載をまとめて(2)に記載するようにはしていたが，実務庁からは，実務修習でどのような経験をしたいのか，指導を受けたいのかということについて，具体的に書いてあると実務修習を行う上で非常に役に立つという意見が多かったことから，第73期チェックシートではこれを(3)に特出しして，今後もより詳細に書いてもらうようにした。

(酒巻委員長)

それでは，弁護教官室の方から民事弁護教官室，刑事弁護教官室の順番でお願い

する。

(山口幹事)

では、民事弁護教官室から御報告する。

初回は、チェックシートを書いた方もそれを受け取った実務側でもチェックシートに対する認識は薄く、意識は低い状況だったが、今回は双方ともきちっと意識されたという状況であった。ただ、現場の指導担当者から見ると、これが一体何を表現したものなのかを読み取りにくいというのが基本的な反応であった。

彼らが知りたいのは、当該修習生がどのくらいの学力を持っているのか、端的にそれを知りたいということなので、それはこのシートの任務とするところではないと説明はするが、もう少し役立てるような書式にしてほしいという要望が各所から出ていた。なかなか悩ましい。所詮は自己申告であるということの説明するのだが、もうちょっと当該修習生の成績情報に近いものが欲しいというのが現場の声であった。

それに応えて、第73期の書式は少し変更し、各自の理解度を問う設問の形にした。全体の整合性の関係で課題を感じるかどうかという選択肢になっているので、これで答えやすくなっているかどうかは、まだ実際に書いて使ってみての印象を見て、さらに直していきたいと思っているところである。質問項目に関しては、前回はカリキュラムの名称としていた。カリキュラムに関しては、各実務庁会にどんなことを教えているか情報提供しているので、それを見てもらえば各自の意識というのは測れるだろうということだったが、まだ分かりにくいという声があったので、端的にカリキュラムの中身等を具体的に記載するという形に変えている。

書く方の修習生の反応としては変わらないだろうと思っているが、現場に対する伝達度という意味では上がったのではないかと思っている。これでうまく動くかどうかは、また検証していくことを考えている。

(古田幹事)

続いて刑事弁護教官室から御報告する。

今、山口幹事から報告があったところと重複するところは省くと、総じてということになるが、報告として積極的な活用例というのは幾つか上がってはきているが、まだ全体的には試行錯誤の中にあると感じている。これは弁護の場合は、どうしても指導担当者と1対1という関係になっていて、他の修習生と比較をする場面がないという中で、このチェックシートを1枚で、その修習生の問題点を書面から把握するのは難しいということが現状としてあろうかと思う。

どちらかというところ、このチェックシートの役割、先ほど二つの役割という指摘があったが、私の感覚からすると三つかとっており、修習生に関する課題の指導担当者への提供というものと、それから修習生自身の気づきの他にもう一つ、一つ目とかぶるが、その修習生の課題が正確に現れているかどうかはともかく、コミュニケーションの手がかりとなるという役割があろうかと感じている。

指担協などの報告を見ていると、要はコミュニケーションツールとしてないよりはよい、あるいは積極的に使えたという意見がままあった。そうすると、少なくとも弁護に関しては、このチェックシートについては、コミュニケーションツールとして使いやすいものに特化した方がよいのではないかという観点から、第73期の刑事弁護について改訂を加えた。

導入チェックシート（第73期・案）の2枚目の一番最後が刑事弁護になっている。もともと挙げた項目については、刑事弁護は、導入修習で理解してほしいこと、教えたことをテーマ別に挙げて、このテーマに関して意識してほしいことを理解したかどうかを問う形にした。これは指導担当弁護士とのコミュニケーションの中でどんなことを学んだか、これは何をやっているのかということを知ってもらいやすくする観点から、第72期からやっていたものであるが、その点については今回も踏襲しつつ、若干表現を分かりやすく改めた。

もう一つ、(2)のところでは、前回は課題を感じた能力を修得するため、「どのような取組が必要と考えているか」という記載をしていたのであるが、むしろ指担協で指導担当弁護士の御意見などを拝見すると、どんなところでまず課題を感じた

のかということを具体的に挙げてもらおうと分かりやすいということがあったので、各項目との紐付けをし、それぞれの項目について理由を挙げさせる形にした。

それから、もう一つが指導担当弁護士に対するメッセージ的な形として、実務修習で経験したいことや受けたい指導があれば記載するという書き振りにした。自学自修のためのツールというよりは、その指導担当とのコミュニケーションに当たって有効活用してほしいという観点から、今回は試みにこのような記載にしてみたものである。

(酒巻委員長)

それでは、これまでお話のあった導入修習のチェックシートの活用、それから改訂案等について御議論をいただければと思う。

(翁委員)

私は、今、試行錯誤だということと二つの目的、または三つの目的ということで挙げているというお話を伺ったのであるが、これをうまく活用していけば、非常にいろいろな分析ができるのではないかと考えており、今回からデジタル化されたと伺っているが、そうすると属性別に予備試験組と既修、未修組と、それによってどういうふうな課題認識があるかということが分析できていくし、またこれがだんだん、ずっとストックで貯まっていったら、年を追ってどういうふうな変化があるかということも見ていけるし、あとできれば個人の名前をID化しておけば、そのフォローアップとして、こういったアンケートをとることによって、最初の認識がどのように変わっていったかというようなことも、データで分析できるはずである。であるから、うまくそういった形でデジタル化されるのであれば、どういうふうな情報収集の解析に結び付けていくかというようなこととか、あと、ロースクールとの関係とか、そういうのをうまくできるツールにしていく潜在的可能性があると思うので、是非そういった点からも、4番目の目的になるが、御検討いただければと思う。

(酒巻委員長)

電子化する点について、時期は今回からか。

(染谷幹事)

そうである。

(酒巻委員長)

法科大学院も授業評価を多くのところは電子化してやっているのであるが、電子化すると自由記述欄がもっと増えるだろうというのはもしかすると甘い予測かもしれない。やる気がある人はみんな書いてくるのであるが、電子化しても紙でも、書かない人は書かないので、何とかしてたくさん書いてもらうような手立てをいろいろ考えた方がよいだろうと思う。翁委員がおっしゃった電子化のメリットがあるので、是非いろいろ知恵を出していただければと思う。

他に御意見はあるか。

(山本（光）幹事)

導入修習チェックシート（第73期・案）の、非常に細かいところで恐縮であるが、1から3の番号が各回答欄のところにあるが、回答項目にアイウエオという記号を付けているものとないものがあり、その違いはどういうことに基づいているのか。

あと、さっき委員の先生がおっしゃったような目的もあって、経歴のところ、ロースクールに入学すらしていない方を判別できると、何か有意な差異が出てくるのではないかという気がしたので、御検討をお願いできたらと思った。

(染谷幹事)

何らかの平仄をとることができないか検討したいと思う。

それから、属性のところに関しても、今御指摘いただいたところは、予備試験の方は、全くロースクールに行かれてない方と、行ったが予備試験に受かったので中退された方とがおり、確かに教育過程という点で見ると違いがあることになるので、どういったことができるか検討したいと思う。

(沖野幹事)

おそらくアからクなどと付いているのは、次の箇所で項目を示してくださいという設問があるときに、アとかイだけ書けると楽だというか、スペースをなるべく自由記載に使えるようにという御趣旨があるように推察した。

それから、属性の点は、確かに大変気になるところで、法科大学院で修了して、その教育をしっかり受けている人が入っているのかどうかというのは、一つ有用な点だと思うが、実際のところ、途中の退学者というのも非常に多く、全く受けていない人なのか、多少は受けているのか、基礎のところは法科大学院の学修をやっているのかということとは、ちょうど御指摘のあったチェックシートの役割として、四つ目と言われるのか、そういう観点からのブラッシュアップというのを考えたときに、その点からも項目の見直しというのも是非検討していただけるとよく、属性の点はまさにそういうところになるのではないかと考えている。

(高瀬委員)

電子化されたということがあるので、もう一つ確認したいのは、先ほどから本人と指導側との評価にギャップがあるという話があって、多分それはかなり本当は重要なところだと思う。電子化されたからというのはちょっと言い過ぎであるが、指導側もこれに似たようなものを入力できるようにしておけば、全部入れるのは多分指導側がやってられないと思うが、評価が違うというところだけでも、何らかの形で入力して残すというのは、先ほどから考える上では結構有効かと思う。それは、解消されたのか、されないのか、結局、最初から乖離がある修習生は何かうまくいかないとか、いろいろなことが分かるという点では、現場の皆さん方が思っている疑問には応えられるような、あるいは方策を考えさせられるようなものが得られるかもしれないが、そういうものには電子化されたのであれば、有効に使える可能性があると思った。

(酒巻委員長)

電子化についてはいろいろな使い方があるというのは誠にそのとおりで、いろいろな可能性を検討していただけるように思う。

それでは、先に進ませていただき、最後に第7 2期の集合修習開始時に実施した、導入修習アンケートの収集結果と、それから次の期である第7 3期に向けた導入修習アンケートについて報告をお願いしたいと思う。

(染谷幹事)

導入修習のアンケートについては、この委員会で毎回御報告をしているところで、導入修習のアンケートは導入修習が終わった段階と修習生が実務修習を終わって研修所に戻ってきた段階とで2回行っており、今回は2回目のアンケートである。導入修習後の状況等に関するアンケート集計結果(資料7 5)が回答結果をまとめたものである。概要のみ簡単に紹介したいと思う。

総じて言うと、これまでの導入修習アンケートで出てきた結果と概ね同様の傾向が出ている。導入修習後の状況等に関するアンケート集計結果の1枚目に、不足を感じた知識・能力の割合を示したグラフがある。青と赤の部分を合わせた部分が不足を感じた割合ということになるが、この不足を感じた割合が多いものが、上から言うと、民事訴訟手続の知識、刑事訴訟手続の知識、それから要件事実の考え方、事実認定の基礎知識というあたりで、毎回このあたり四つが上位に来ている。不足を感じた割合が一番少ないのが刑事実体法の知識で、これも毎回同様の結果である。

2枚目以下をご覧いただくと、それぞれ前の期である第7 1期との比較があるが、刑事実体法の知識が10ポイントほど高くなっている以外はほぼ同じで、多少の出入りはあるが、同様の傾向になっている。

それ以下の項目についても、それぞれの上のところは1期前の第7 1期との比較を設けており、大体同様の傾向になっている。

同じ項目でアンケートを実施して同じような傾向が出ているということは、受ける修習生は毎年変わっているが、ある意味では導入修習の教育指導が安定してきている段階にあるということの表れではないかと思っている。

また、第7 3期についても、同様に今年1 2月から導入修習が始まるが、その終了時にアンケートを行う予定である。基本的には、アンケートの質問内容はこれま

でと同様のものとし、経年的な変化が出てくるかどうかを中心に見ていきたいと考えている。

なお、このアンケートについても、先ほどのチェックシートと同様に第73期からウェブ化するというので、作業を進めている。

(酒巻委員長)

では、この導入修習アンケートについて、基本的にはあまり傾向は変わっていないということであるが、何か御意見、御議論あれば承る。いかがか。

(山本(和)委員)

全体的に見て青と赤と緑に分かれているところ、赤の部分、要するに、導入修習を通じて知識・能力の不足を感じたが、自学自修に取り組まなかったという人は、全体的に第72期では減っているというように伺え、7ページの自学自修をしなかった理由を見ても、全ての項目について赤(第72期)が顕著に減少していると思われる、そういう意味では傾向としては非常に良い傾向、自学自修という観点では良い傾向かと思ったが、何か具体的な取組をされた成果なのか、自然とこうなったのかというあたりは、何かお分かりであれば思うが。

(染谷幹事)

自学自修が大事だというのはずっと言い続けてもらっているところだと思うので、今年第72期に限って強く言ったということは多分ないのだろうと思うが、教官方でいかがか。

(石山幹事)

修習生に実体法上の知識が不足しているのではないかなどの問題点が意識されるようになり、教官も起案の講評などの際に、そういう問題があるのではないかということ意識して、修習生を指導するようになったと聞いている。そういうこともあり、修習生の方もそういう問題があるのだということで、何か自学自修しないといけないという雰囲気になってきたのではないかと思われる。

ただ、自学自修の中身としてどれだけ充実したものをやっているかという点につ

いては、おそらく修習生によって濃淡があるように思われ、単に白表紙教材を読み直すぐらいしかしていない者の中にも自学自修をしたと回答している者もいるのではないかと考えている。

(酒巻委員長)

他にいかがか。ある意味で、教える側と教えられる側の共鳴ができるのに役に立ったのかもしれない。

(藤原委員)

チェックシートの記載もある程度影響しているのではないか。第72期では、自分はこの分野が足りないなどと目的意識をもってチェックシートに書き込むことになり、その後の実務修習に取り組んだ。第71期ではチェックシート自体が何のために使うものか少し分かりづらかった。実務修習期間が2か月といっても、実際には、37日程度しかない。その間、目的意識を持って修習に取り組まないとあつと言う間に終わってしまう。だから、自覚的に自分は何をすべきなのかということを経験して、第72期からチェックシートでコミットすることにより、短い期間の修習であっても少しは効果が出ているのかと思われる。チェックシートについては、そういう面でも評価できるという気はしている。

(酒巻委員長)

これから先の推移を見守っていきたいと思うが、今は大変明るい感じがしているところであるが、他に何か御意見あるか。よろしいか。

それでは、本日の御議論を踏まえ、次の第73期の司法修習でも引き続き、この導入修習アンケートあるいはチェックシートなどを用いて、司法修習の実情を把握しつつ、特に改訂されたチェックシートなどのツールを用いて司法修習の更なる質の向上に努めていただきたいと感じた次第である。次回の委員会の具体的な日程については、また後日調整させていただきたい。

以上をもって第38回の司法修習委員会を終了する。